

# 指名競争入札案件における簡易積算疑義申立手続きについて

## 1 簡易積算疑義申立手続きの導入について

現在、一般競争入札（予定価格事前公表を除く）で実施している積算疑義申立手続きについて、指名競争入札にも導入することとしました。

## 2 対象案件

指名競争入札案件（予定価格事前公表を除く）のうち、次の工種を対象とします。

土木一式工事 ほ装工事 造園工事

※個別の入札通知書に対象案件であることを明示します。

## 3 手続方法等

### （1）手続き対象者

- ・当該案件の入札参加者（辞退、棄権等入札額を提示しなかった者を除く）に限って、金額入り設計書（金額及び数量が記載された設計書）の閲覧、疑義申立てを行うことができます。

### （2）開札結果公表の保留と予定価格の通知

- ・開札日に開札結果の公表を保留し、予定価格（税抜）を対象者全員に通知します。  
⇒対象者宛に「保留通知メール」を送信します。

### （3）疑義申立方法

- ① 市の積算に誤りがあると思われる場合は、『金額入り設計書閲覧請求書』を開札日当日の午後5時までに当該案件の契約担当課宛に持参により提出、金額入り設計書を閲覧し、疑義箇所の確認を行ってください。なお、閲覧時間は『金額入り設計書閲覧請求書』提出時の30分間とし、市職員が立ち会います。  
⇒『金額入り設計書閲覧請求書』を提出しなければ、疑義申立てを行うことはできません。  
『金額入り設計書閲覧請求書』の提出がない場合、入札事務を続行します。

- ② 金額入り設計書閲覧後、積算誤り等があると思われる場合は、『積算疑義申立書』を開札日翌日の午後1時までに当該案件の契約担当課宛に持参により提出してください。提出の際は、具体的な項目を示す自社の積算書など必要な資料をあわせて添付してください。  
⇒持参以外の『積算疑義申立書』の提出は一切受け付けません。  
『積算疑義申立書』の提出がない場合、入札事務を続行します。

### （4）手続き期間

#### 金額入り設計書の閲覧請求期間

開札日（「保留通知メール」の到達後）の午後5時まで

- ⇒『金額入り設計書閲覧請求書』を持参により提出し閲覧してください。  
閲覧請求期間を過ぎた『金額入り設計書閲覧請求書』は受け付けません。

### 疑義申立書の提出期間

開札日の翌日午後1時まで（開札日の翌日が土日、祝日の場合は直近の市役所開庁日）

⇒『積算疑義申立書』を持参により提出してください。  
提出期間を過ぎた「疑義申立書」は受け付けません。

#### （5）手続き後の対応

##### ① 『金額入り設計書閲覧請求書』の提出がない場合

速やかに「落札者の決定」と「開札結果の公表」を行います。  
※この後の閲覧請求や疑義申立ては受け付けません

##### ② 『金額入り設計書閲覧請求書』の提出があった場合

開札日の翌日午後1時まで「落札者の決定」と「開札結果の公表」を保留します。

###### a 『積算疑義申立書』の提出がない場合

速やかに「落札者の決定」と「開札結果の公表」を行います。

###### b 『積算疑義申立書』の提出がある場合

疑義申立ての内容を精査します。

疑義申立書提出期間終了後の同日午後5時までを見込んでいます。

#### （6）内容精査後の対応

##### 積算誤り等がない場合

速やかに「落札者の決定」と「開札結果の公表」を行います。

##### 積算誤り等が判明した場合

###### ○ 入札続行

市の積算を見直して、「最低制限価格に変更がない」または「変更があったとしても開札結果に変わりがない」等、市が入札を続行することが妥当と判断した場合、速やかに「落札者の決定」と「開札結果の公表」を行います。

###### ○ 入札中止

上記以外は入札を中止します。

#### 4 留意点

疑義申立ては「誤りだと思われる具体的な項目」以外は一切受け付けません。

- ・単に「自分が想定した予定価格と合わない」等は疑義の対象としません。
- ・具体的な項目を示す「自社の積算書、他資料等」を添付してください。

提出期限を過ぎた『金額入り設計書閲覧請求書』、『積算疑義申立書』は一切受け付けません。

#### 5 実施時期

平成25年12月18日以降の指名通知案件から実施します。